

住宅改修補助事業の議論プロセスや利用状況、メリット・デメリットについて

○空き家リノベーション支援事業

・議論プロセス

平成26年に三重県が地方創生の補助金を活用して県外からの移住者が空き家をリノベーションする際の費用に対して補助することを計画し、平成27年度より実施する市町を募集したことから検討を行った。県費100%の補助事業であり、事務処理量も多くないことから、実施することを決定。

・利用状況

平成27年度	5件	10人
平成28年度	2件	3人
平成29年度	1件	2人
平成30年度	2件	3人

・メリット・デメリット

県費100%であることから、デメリットは無くメリットだけである。

しかし、県全体での利用件数が伸び悩んでいることから県における予算が減額となってきたことから、当初5年間を目途としていた実施期間が終了した際に継続いただけるよう、実績を積み上げていく事が課題。

○子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業

・議論プロセス

平成28年4月に空き家に関する窓口が一本化され営繕住宅室に空き家対策係を新設するにあたり、空き家バンクや補助事業の創設に関する議論を行う。家賃補助や購入補助、除却補助などについて検討したが、空き家リノベーション支援事業の対象者が県外からの移住者であるにも関わらず、本市への移住者は県内からが多数を占めていることから県内からの移住を促進すること。また、いびつな年齢構成を修正するため若年層の移住促進を図りたいこと。さらに本市には住宅団地を中心に若年層の子育てに適した広くて安価な空き家が多数あることから、空き家を活用した若年層の移住に対する補助を創設することとなった。

・利用状況

平成28年度	0件	0人
平成29年度	2件	7人
平成30年度	1件	3人

・メリット・デメリット

若年層の移住に繋がっていることがメリットであるが、国や県の補助金を活用できないため市費100%での実施はデメリットである。

また、利用件数が少ないことから、さらなる広報活動を行っていくことが課題。